

※対面式質疑応答でなされた質疑応答内容のうち、

対面式質疑応答参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもののほか、質疑回答により既に同様の回答をしているもの等を除き、公平性の観点から、全ての1次審査通過者に周知することが適切と判断した内容について公表する。

No.	質問	回答
1	<p>要求水準書第4-6-(2)ア/42ページ及び第2回入札説明書等に関する質問に対する回答No.13に建替店舗等で工事監理管理技術者を専任かつ常駐で配置し...と明記されていますが、各敷地毎に専任かつ常駐でしょうか。</p> <p>事業費の合理化を図るために、各工区別に建築工事監理主任担当者（専任かつ常駐）と電気・機械設備工事監理主任担当者（重点）に変更して頂けないでしょうか。</p>	<p>建替店舗等の工事監理者については、各店舗の敷地毎としていないため、近接工事となる建替店舗用地の場合は、「一体監理されていることが合理的と市が認める範囲」を一単位として、「常駐」とする考え方で問題ありません。</p> <p>また、常駐とする工事監理者は、建築工事監理主任担当者を専任かつ常駐とすればよく、電気（機械）設備工事監理主任担当者は、重点配置で問題ありません。</p>
2	<p>多世代交流拠点施設について、要求水準書等で「施設延床面積を原則2,800㎡とする」とされていますが、2,800㎡に完全に一致させることが必要でしょうか。許容される範囲があれば、お示し願います。</p>	<p>延床面積2,800㎡の確保は必須です。ただし、建築設計の自由度を阻害しない誤差の範囲において、3%未満の増は可とします。</p>
3	<p>多世代交流拠点施設の自由広場について、要求水準書の別紙1に「周囲は緩やかな植栽等で区画して出入口を限定するものとし、開館時間以外は立入を制限できる工夫を行うこと」とありますが、「自由広場」と「とみまち広場」との間に、植栽等により区画することは必要でしょうか。</p>	<p>（仮称）多世代交流拠点施設と「とみまち広場」は行政区分上の管理が異なりますので、「自由ひろば」については、利用者の安全性及び安全管理を確保し、【別紙1（仮称）多世代交流拠点施設 施設設計要領】の要求水準に基づいて区画してください。</p> <p>なお、（仮称）多世代交流拠点施設【本体施設及び付帯施設（自由ひろばを含む）】と「とみまち広場」との一体的利用を可能とする提案については、要求水準書（周囲を植栽等で区画し、開館時間外の立入を制限する）の要件を満たす限り、これを妨げるものではありません。</p>

No.	質問	回答
4	<p>工事着手時に必要な資材（例えば杭等）の納期に鑑み、入札説明書 別紙3 事業工程表予定時期の着工に向けて、計画通知の早期対応（工事影響範囲の審査完了）をして頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>市では、建築確認手続等の円滑化に取り組んでいます。取組の一つとして、一団地認定を要する確認申請については、一団地認定の審査中に、確認申請の事前審査（消防本部の消防審査を含む）を行うことが可能です。確認申請の本受付は、一団地認定後となりますが、事前審査を経ているものは受付後は速やかに消防同意を得て、確認済証を交付することになります。なお、この手続は、計画通知の場合であっても同様の取扱いとなります。</p> <p>また、計画通知の民間開放（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用）については、第213回通常国会（令和6年度）において、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が審議中です。</p> <p>今後、今国会において法律案が可決され、当該規定が施行された場合は、本事業における建築物に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用（申請手数料は事業者負担）が可能となりますが、この場合は、別途申請する民間機関と協議を行ってください。</p>
5	<p>必要な資材の先行発注が行えないことや社会情勢による資材納入の長期化に起因して1次工区で整備する建替住宅等の引渡し遅延が発生する可能性が高まっています。1次工区で整備する建替住宅等の引渡しの時期を延長していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>本事業は、長期的な事業であり、近年の資材不足の社会情勢に配慮が必要であることから、国の要請文書「公共工事の円滑な施工確保について」（令和5年11月30日付け総行第512号・国不入企第24号）を踏まえるとともに、本市の工期変更の実績に鑑み、社会情勢による資材納入の長期化等が生じた場合は、適正な工期が確保されるよう、契約書（案）第37条第2項の規定により、必要な工事期間の変更は適切に対応することになります。</p>